

# 福島県土木設計積算システム 特殊施工単価作成時の留意事項

基準改正に伴い、土木工事と業務委託の端数処理が一部改正されました。

## 【土木工事】

### (2) 端数処理

- 1) 単価表の各構成要素の数量×単価=金額は小数第3位を切捨てし、第2位とする。  
また、内訳書の各構成要素の数量×単価=金額は1円未満を切捨てし、1円までとする。
- 2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第4位を四捨五入し、第3位とする。
- 3) 冬期歩掛補正（第I編第2章③、(8)）や時間的制約を受ける場合（第I編第7章①）などの労務費の補正については、特に定めのある場合を除き、補正後の労務単価は、1円未満を切捨てし、1円までとする。
- 4) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。
- 5) 現場管理費の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。
- 6) 工事価格は10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第I編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

## 【委託業務】

### 2-2 端数処理等の方法

- (1) 数量  
数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第3位（小数第4位四捨五入）まで算出する。なお、運転時間については小数第1位（小数第2位四捨五入）まで算出する。
- (2) 歩掛  
歩掛に補正を行う場合、各区分における歩掛数量を合計したものに補正係数を乗じた歩掛数量は、補正を行う前の数値（以下四捨五入）とする。
- (3) 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）  
補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。
- (4) 補正係数及び変化率  
補正係数及び変化率は、小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。
- (5) 金額  
各構成要素の金額（設計数量×単価）は1円単位（1円未満切捨て）とする。



特殊施工単価のコードについて、金額（数量×単価）の端数処理を以下のルールで使い分けしています。

V○1223

2文字目がA,B,C,S,T,Z

→ 「1円単位（1円未満切り捨て）」

・・・ ① 業務委託の場合

※A,B,C,S,T,Z は同様の端数処理となります

2文字目が上記以外

→ 「小数第3位を切り捨てし、小数第2位」

・・・ ② 土木工事の場合

例)	VA1223	→	①	2文字目「A」
	V1223	→	②	2文字目「1」
	VE1223	→	②	2文字目「E」
	VAS1223	→	①	2文字目「A」

# 福島県土木設計積算システム 特殊施工単価作成時の留意事項

## 【土木工事の場合】

2文字目がA,B,C,S,T,Z以外から始まるコードを設定  
 ※金額（数量×単価）端数処理方法が**小数第3位を切り捨てし、小数第2位**になります。

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
アンカー設置工 V1233 SD295D10	100	本			施工 第0-0001号表 特単単価適用日：07年01月20日
普通作業員 [0.847]	0.523	人	22,440	11,736.12	R0030
異形棒鋼 SD295 D10	108.123	kg	800	86,498.4	T0320
諸雑費	1	式		5.48	#99
*** 合計 ***	100	本		98,240	
*** 単位当たり ***	1	本		982.4	

### 端数処理コード #09と #99使い分け

歩掛表に諸雑費率があり、率以内で端数処理を行う場合

→ #09 を計上

歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合

→ #99 を計上

## 【委託業務の場合】

2文字目がA,B,C,S,T,Zで始まるコードを設定  
 ※金額（数量×単価）端数処理方法が**1円単位（1円未満切り捨て）**となります。

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
作業計画（路線測量） SA100	1	業務			施工 第0-0001号表
測量主任技師（内業） [5.5%]	0.600	人	54,600	32,760	R5010
測量技師（内業） [5.5%]	0.900	人	47,100	42,390	R5020
測量技師補（内業） [5.5%]	0.600	人	36,900	22,140	R5030
*** 単位当たり ***	1	業務		97,290	
A=1 設計業務等標準積算基準 1-2-16					